

こどもへのインフルエンザ 予防接種費用を補助します。

村では、11月（10月に接種したものを含む。）から平成30年10月1日現在において、生後6か月以上のお子様で、平成31年4月1日までに満18歳に達する方までを対象としたインフルエンザ予防接種の補助を行います。こどものインフルエンザ感染予防と、保護者の経済的負担軽減を目的として、1回の接種につき、3,000円を、同年度内に2回まで補助します。

（但し、1回あたりの接種金額が3,000円未満の場合はその額とします。）

接種後、村の補助金交付申請書に必要事項を必ず記入し、領収書（インフルエンザ予防接種の名称・接種日・接種者名が必ず記載された領収書）を添付して、住民福祉課または保健センターに提出してください。対象者には申請書等を郵送いたします。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226



更生保護女性会員として平成8年から約22年間活動されている石川康さん（皆谷）へ、平成30年6月5日に法務大臣から感謝状が贈られました。

石川康さんへ 法務大臣より感謝状

この度の感謝状は更生保護女性会員として愛の募金、社会を明るくする運動、薬物乱用防止運動等を通じて、地域社会の犯罪・非行の未然防止や青少年の健全な育成向上活動に献身的に貢献されたことに対して贈られたものです。

今回の感謝状について「会員の皆様のご協力により、このような名譽な感謝状を頂くことができました。地道な水面下での活動ではありますが、関係各位の皆様方のご支援に深く感謝申し上げます。」と石川さんはおっしゃっていました。おめでとうございます。

10月から12月は 滞納整理強化期間です ～ストップ！滞納～

村税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性及び税収入を確保するため、東秩父村を初め県内62市町と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

本村では、資産がありながら納税いただけない滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆さまには、納期内納税、早期納付に御協力をお願いします。

問合せ 税務課 ☎82-1224

山に入られる方は ご注意ください

村内でイノシシ等の出没により、農作物等に被害が発生しているため、村では下記のとおり有害鳥獣の捕獲を行います。

実施の際は、事故防止に十分配慮いたしますが、山に入られる方はご注意ください。

農作物の被害防止の目的をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

また、住民の皆様には、イノシシ等の出没ならびに被害の情報提供につきましても、産業建設課宛にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

捕獲の期間 平成30年10月1日（月）
～平成31年3月31日（日）
（日の出から日没まで）

捕獲の鳥獣 イノシシ、シカ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、サル、カワウ、ヒヨドリ、カラス、ゴイサギ

捕獲の区域 東秩父村全域（秩父高原牧場内は除く）

捕獲の方法 「銃器」・「足くくり罠」・「箱罠」

捕獲の従事者 東秩父村猟友会

問合せ 産業建設課 ☎82-1223

東秩父村教育委員会開催のお知らせ

東秩父村教育委員会の会議を右記日程で開催します。

日時 10月23日（火）午後1時30分から

場所 役場新会議室

問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230